

平成 22 年 1 月 19 日

行政刷新会議

議長 鳩山 由紀夫 殿

全国青年税理士連盟

会長 坂田 覚

## 「退職国税職員の天下り」禁止の要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

私たちは従前より国家公務員の天下り規制の一環として、国税当局の顧問先あっせんによる「退職国税職員の天下り」が根絶されるべく、財務省をはじめ、行政改革推進本部、国税庁等の関係機関に対し要望を行ってききましたが、別紙の国税庁公表資料において示されるように、未だにこの天下りあっせん行為が取り止められる兆しはありません。

この国税当局の行う天下りあっせん行為は、民主党の長妻昭議員が平成 14 年 2 月 1 日付で内閣に提出した質問主意書にて、「顧問先企業の斡旋は、今後、禁止すべきと考える」と提言したように、過去において脱税の温床ともなった悪しき制度であり、公務員利権そのものであります。

そこで、行政改革・公務員制度改革の一つとして、「退職国税職員の天下り」について提言すべく、ここに要望します。

### 【要望事項】

国家公務員の天下り根絶の一環として「退職国税職員の天下り」を禁止するべきである。

(注)「退職国税職員の天下り」とは、国税職員が一定期間の行政実務経験をもって税理士試験を受験することなく特権的に税理士資格を取得し、退職の際に国税当局から税理士顧問先のあっせんを受けることをいいます。

## 【要望理由】

### 1．退職後の所得補償を民間に押し付けるものである

当該天下りあっせん行為は、早期退職税務職員に対する退職後の所得補償として行っているとされております。このあっせん行為は、まさに退職国税職員の退職後の生活扶助を民間企業へ押し付けるものであり、国家公務員の民間企業への天下りそのものであります。

### 2．国民に官民癒着を懸念させるものである

当該天下りあっせん行為は、従来からの政府の見解では「民間の需要に対応するため」に行っているとされております。しかし、「民間の需要」とは具体的に何を指すのか不明であり、仮にその需要が元税務職員と現役税務職員とのパイプに基づく税務行政上の便宜を期待しているものであるとすれば、そのような期待に応えるあっせん行為が存在することは税務行政上、不公正、不明朗等の認識を与え、税務当局への不信感を醸成し、税理士制度に対する国民の信頼を損なうものであります。

### 3．憲法違反である

当該天下りあっせん行為は、退職後の単なる一私人たる元税務職員に便宜を図るものであります。このような行為が国税当局の本来業務であろうはずはなく、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とする憲法第 15 条第 2 項、また、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務しなければならない」とする国家公務員のサービスの根本基準を定めた国家公務員法第 96 条第 1 項に反しております。

### 4．民間の自由競争を阻害する業務侵害行為である

当該天下りあっせん行為は、強力な税務調査権限を有する国税当局が、その国家権力を背景に顧問先（顧客）の紹介を行うというものであり、税理士の自由競争及び税理士業界の秩序を乱す行為であります。国民（納税者）が税理士の紹介を希望するならば、業界団体である税理士会が窓口となり、ここにおいて公平かつ中立に国民の依頼に対応すべきであります。

以上

#### <参考資料>

- ・ 平成 21 年 12 月国税庁公表「平成 21 年 7 月退職者に対して各国税局等が行った税理士顧問先等あっせん状況の概要」

連絡先： 全国青年税理士連盟 事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木リビン 401 号 電話：03-3354-4162 メール：zensei@khaki.plala.or.jp
---